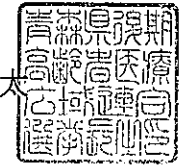


青森県後期高齢者医療広域連合告示第8号

青森県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第8条第2項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を次のとおり行うので、青森県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則（平成19年青森県後期高齢者医療広域連合規則第1号）第3条の規定に基づき告示する。

令和4年5月2日

青森県後期高齢者医療  
広域連合議会議員選挙  
選挙長 木浪龍



1 選挙する議員の区分及び人数

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 規約第7条第2項第1号の市長    | 1人 |
| (2) 規約第7条第2項第2号の町村長   | 2人 |
| (3) 規約第7条第2項第3号の市議会議員 | 1人 |

2 候補者の届出の受付期間

令和4年5月24日（火）から令和4年5月30日（月）まで

3 候補者の届出の受付場所

青森市新町二丁目4番1号

青森県後期高齢者医療広域連合の事務所

4 投票期間

令和4年6月3日（金）から令和4年6月29日（水）まで

5 その他

候補者の届出の受付は、広域連合の休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。